平成25年度 南富良野町奨学資金貨付切お知らせ

町(教育委員会)では、町内の高校生以上の在学者で経済的事情などにより就学困難な方に対し、予算額の範囲内で奨学資金の貸付を行っています。

平成25年度の奨学資金の貸付については、次のとおり募集しますので、ご利用ください。

貸付条件

- ■親権者もしくは、これに代わるべき方が町内に居住していること。
- ■成績優秀、素行良好で学校長が推薦する方であること。
- ■経済的理由により、就学が困難な方であること。

貸付金額(在学期間中)

- ■高等学校生徒 在学期間中 月額 25,000円以内
- ■専門・専修学校生 在学期間中 月額 50,000円以内
- ■短期大学生在学期間中月額 50,000円以内
- ■大 学 生 在学期間中 月額 50.000円以内

※高等工業専門学校に在学する生徒にあっては、高等学校生徒および大学生に準じます。

償還方法 貸付終了の月の翌日から起算して、1年を経過した後、5年以内の償還となります。

貸付の申請

奨学資金貸付を希望される方は、「貸付申請書」に「在学学校長の推薦書」「成績証明書」「住民票抄本」を添えて、4月19日(金)までに町教育委員会総務係まで提出してください。

「貸付申請書」「在学学校長の推薦書」は、町教育委員会および巡回窓口車「やまびこ号」に備え付けています。 なお、貸付にあたっては、保証人(町内に居住し、独立の生計を営む成年者2人)が必要です。

くわしくは、**町教育委員会総務係(☎52 - 2145)** にお問い合わせください。

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料に係る電話・文書・戸別訪問による納付の案内や免除等の申請の手続きの ご案内を下記の民間事業者に委託してます。

○平成25年2月から(旭川年金事務所)

㈱アイヴィジット お問い合わせ先 ☎ 0120 - 185 - 056

●お知らせ

民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払していただくようご案内してますので、銀行口座を指定して ATM の操作により振込をお願いすることはありません。

また、個別訪問により保険料をお預りする場合には、顔写真入りの納付督励員証明書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることができます。※納付書をお持ちでない方が保険料をお預かりすることはありません。

平日の日中はお仕事や学校等で連絡が取れないことがあるため、土日や祝祭日の午前8時から午後9時までの時間帯にお電話や訪問をさせていただくことがあります。

ご本人様確認のため、基礎年金番号や氏名、生年月日、住所をお伺いしますので、あらかじめご了承願います。 ○お問い合わせ先:旭川年金事務所 ☎ 0166 - 27 - 1611

平成25年度 固定資産の縦覧・閲覧は4月1日から

ENGLIKAN MILIKAN MI

納税者の方々に自らの固定資産税の評価内容を知っていただき、その評価額が他の土地や家屋と比較して、公平妥当な金額であるか判断していただくため、固定資産の縦覧・閲覧を総務課税務係の窓口で4月1日から行います。(土・日・祝日を除く)

縦覧制度とは~自己の所有する資産および周辺の土地や建物の評価額を見ることができます。ただし、縦覧帳簿では所有者名、課税標準額、税額は見れません。

閲覧制度とは~自己の所有する資産の課税標準額、税額などを見ることができます。アパートやマンションに居住する借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを見ることができます。くわしくは、総務課税務係(☎52 - 2101)にお問い合わせください。

